資料 No. 5

4. 養護者による高齢者虐待防止支援フローチャート

初動期段階	相談・通報・届出	受付機関内の複数人で、受付時の緊急性と対応が必要な可能性を協議。	本人・家族・地域住民・民生委員・介護支援専門員 サービス事業者・医療機関・警察等からの通報や相談 ↓ Ⅰ【受付機関】 地域包括支援センター・市高齢福祉課	様式１（表） **相談・通報・届出受付票** （受付機関作成）
	情報共有・協議	受付機関が中心となって、緊急対応の必要性を予測し，事実確認の方法，高齢者虐待対応ケース会議日程協議。	Ⅱ 市高齢福祉課 ←→ 地域包括支援センター 必要な情報収集，事実確認の方法，緊急対応の必要性、役割分担、高齢者虐待対応ケース会議日程を協議。	様式１（裏） **情報共有協議票**
	事実確認	関係者が速やかに訪問等によって高齢者の安全等の状況を確認する。	Ⅲ 高齢者の安全・虐待が疑われる事実についての確認 ↓↑ **（情報が不足の場合は事実確認を継続。）**	様式２ **事実確認票** 様式３ **アセスメント委約票** （事実確認機関作成）
	情報整理・検討	地域包括支援センターが中心となり開催。 直ちに緊急対応が必要な場合は、市が主催。	Ⅳ **【高齢者虐待対応ケース会議】** 事実をもとに情報を整理、虐待有無及び緊急性の判断をし、支援方針・緊急対応の検討を行う。 メンバー：地域包括支援センター、高齢福祉課、社会福祉事務所長（※１） （※１）緊急対応が必要と予測される場合に出席 状況に応じて、個々のケースの関係者（居宅介護支援事業所、社会福祉協議会、施設、医療機関、民生委員等）	様式４ **高齢者虐待対応ケース会議録・計画ケース評価会議録** （包括C作成）　終結まで使用
対応段階	支援の実施	緊急性ありの場合、市が警察、医療機関、施設入所の調整を行う。病院、施設に関しては関係者全員で役割分担し探す。	Ⅴ【緊急性なし】 ・介護保険認定申請 ・ケアプラン作成、修正 ・社会資源の活用 ・見守りと予防支援 ・問題に応じた専門機関の支援 【緊急性あり】 ・やむを得ない事由による措置の判断、面会制限 ・立入調査の要否判断 ・医療機関に入院 ・警察に援助依頼 ・緊急一時避難居室利用 【虐待無し】 【定義外】 準じた対応が必要 → 地域ケア個別会議 準じた対応が不要 → 【虐待対応以外の支援】（※２）	
	支援の見直し評価	高齢者虐待対応ケース会議で調整した日程で、地域包括支援センターが主催。 （モニタリング）	Ⅵ **【高齢者虐待対応ケース評価会議】** 支援の経過・評価、援助方針・内容、役割分担の再検討 ↓↑ **（虐待が解消されていない場合は、虐待対応継続。）** 高齢者が安心して生活を送る為の環境の整備状況の確認	
終結段階	終結	虐待対応の終結	Ⅶ 虐待状況の解消の確認と 虐待の再発防止に向けたフォローアップ（※２）	
	必要時、高齢者虐待対応専門職チームの助言を得る。 （各支援段階で相談可）		（※２）必要に応じて関係機関への関与の引き継ぎや権利擁護対応（虐待対応を除く）包括的、継続的ケアマネジメント支援の検討を行う。	**経過記録**は随時使用